

2022年3月17日（木）

消費者スマイル基金ニュース（第47号）

●消費者裁判手続特例法の改正について

3月1日に標記法令の改正法律案が閣議決定されました。この法律は、消費者スマイル基金で助成の対象としている被害回復業務（共通義務確認訴訟等）について定められているものです。このたび、下記のような内容で改正が予定されています。消費者契約法改正案とともに今国会での成立に向けて審議が始まります。

- 1 対象範囲の拡大（感謝料追加、事業者以外の個人（悪質商法関係者）を被告に追加）
- 2 和解の早期柔軟化（一段階目訴訟で様々な和解を可能に）
- 3 消費者に対する情報提供方法の充実（個別通知、情報開示、公表などの改善）
- 4 特定適格消費者団体を支援する法人の認定制度導入

法令案の概要は、下記の URL から（消費者契約法も同時掲載）

https://www.caa.go.jp/law/bills/assets/consumer_system_cms101_220301_01.pdf

法令案の詳細は、下記の URL から（消費者契約法も同時掲載）

<https://www.caa.go.jp/law/bills/#208>

●消費者庁の調査事業を請負

このたび消費者スマイル基金は、消費者庁の調査事業（簡易確定手続-共通義務確認訴訟後の手続-IT化等分析調査）の入札に参加し、落札しました。団体賛助会員である消費者機構日本が初めて実施した被害回復業務に関するもので、連携して調査にあたっています。基金としても初めての収益事業となり、財政確保につながるものと考えています。

●担当者の交代、住所変更などの連絡のお願い

新年度にあたり、基金ニュースをメール受信される担当者の交代や会員のご住所の変更などがございましたら、事務局までご連絡をお願いします。

●事務局交代

昨年から事務局を担当してまいりました並木静香が3月20日で異動となります。後任は、山田浩史、山本裕美が担当いたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。



【連絡先】 認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

寄付受付中！ 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報をお願いします。

寄付口座はこちら ↓ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口

ゆうちょ銀行 019 (セロイキ) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金